



議案第五十三号

専決処分について

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十九条第一項の規定により、次とおり専決処分をしたので、同法同条第三項の規定により、これを本議会に報告して承認を求めらる。

昭和五十五年六月十七日

三朝町長 松村 喬 成

昭和五十五年六月拾八日 原案可決

三朝町議会議長 牧田 禎

専決第四号

専決処分書

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百七十九条第一項の規定により、三朝町
税条例の一部を改正することについて、次のとおり専決する。

昭和五十五年五月二十六日

三朝町長 松村喬成

三朝町税条例第二十一号

三朝町税条例の一部を改正する条例

三朝町税条例（昭和四十五年三朝町条例第十八号）の一部を次のように改正する。

附則第四条の次に次の一条を加える。

（昭和五十五年度分のたばこ消費税の特例）

第四条の二 昭和五十五年度分のたばこ消費税に限り、第九十二条第三項の規定の適用については、同項中「製造たばこの本数を」とあるのは、「製造たばこの本数に昭和五十五年四月末日までに申告納付すべきたばこ消費税については一・〇、同年五月から昭和五十六年三月までの各月末日までに申告納付すべきたばこ消費税については一・〇四〇を乗じて得た本数を」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和五十五年五月一日から適用する。